

令和5年度 軽自動車税(種別割)についてのご案内

- 軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車(二輪、三輪、四輪以上)、二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。
軽自動車税(種別割)には月割課税制度がなく、4月2日以降に譲渡や廃車をされても年税額を全額納めていただきます。

- 軽自動車税(種別割)の納期限は、5月31日です。

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車及び小型自動車

車種区分		税率	車種区分		税率
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	軽二輪(125cc超250cc以下)・被けん引車		3,600円
	50cc超90cc以下	2,000円	小型二輪(250cc超)		6,000円
	90cc超125cc以下	2,400円	小型特殊	農耕作業用	2,400円
	ミニカー	3,700円		その他	5,900円

三輪・四輪の軽自動車

車種区分			税率		
			平成22年3月以前に 初めてナンバー取得した 車両(重課)	平成22年4月から平成 27年3月までに初めて ナンバー取得した車両	平成27年4月以降に 初めてナンバー取得した 車両
四輪	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円
	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
三輪			4,600円	3,100円	3,900円

■ 三輪・四輪の経年車両にかかる重課について

初めてナンバー取得をしてから13年を経過した車両(自動車検査証の「初度検査年月」が「平成22年3月」以前となっている車両)は、令和5年度から重課税率が適用となります。(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノール含む)自動車、ハイブリッド自動車を除く。)

■ 三輪・四輪車両にかかるグリーン化特例(軽課)について

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初めてナンバー取得した車両(自動車検査証の「初度検査年月」が令和4年4月から令和5年3月までの四輪等)で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例の適用となります。

※ 初めてナンバー取得した年度の翌年度に限り(1年度分のみ)適用されます。

車種区分			税率(軽課)		
			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減
			電気自動車 天然ガス自動車(★)	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度基準達成(★★)	令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度基準達成(★★)
四輪	貨物	自家用	1,300円	—(適用なし)	—
		営業用	1,000円	—	—
	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
三輪			1,000円	2,000円 (乗用営業用に限る)	3,000円 (乗用営業用に限る)

★：天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減のもの
★★：ガソリン車・ハイブリッド車で、平成30年排出ガス基準50%低減達成車、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。